

「2011年度の厚生労働行政を知る」(やまだ塾)

(2011年2月22日掲載)

NO. 8 <生活保護>「③2011年度の生活保護基準について」(社会・援護局)

=厚生労働省社会援護局から、都道府県、指定都市及び中核市に向けた説明資料である=

(1)平成23年度生活扶助基準について

- 生活扶助基準の改定は、一般国民の消費水準との均衡を図るという観点(水準均衡方式)から実施しており、具体的には、政府経済見通しの民間最終消費支出の伸び率を基礎として、社会経済情勢等を総合的に勘案した上で改定している。
- 平成23年度の生活扶助基準の改定については、こうした考え方にに基づき、これまでの基準に係る経緯を踏まえ、現在の経済、雇用情勢等を総合的に勘案した上で、据え置くこととした。
- なお、生活保護基準については、平成21年全国消費実態調査の特別集計等の実証的なデータに基づき、専門家により検証を行う場を、年度内を目途に設け、議論を開始することとしている。

(2)子ども手当の増額に伴う対応について

- 子ども手当は「次代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する」という考え方の下で導入されたものであり、その効果が生活保護受給世帯の子どもにも等しく及ぶよう、生活保護の児童養育加算は子ども手当と同額としている。
- このような考え方を踏まえ、平成23年度予算(案)において3歳未満の子に対する子ども手当が増額されることに伴い、児童養育加算についても従前の対応に従い、子ども手当と同額となるよう引上げを行うこととしている。

(3)その他

- 生活扶助(重度障害者他人介護料)、住宅扶助(住宅維持費)、出産扶助、生業扶助の技能修得費(高等学校等就学費を除く。)及び勤労控除(新規就労控除)については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

※厚生労働省は、2011年2月10日に、「生活保護基準」を検証する部会を、社会保障審議会に設置することを決定し、第21回社会保障審議会です承された。2011年秋から1年かけて検証し、2013年4月から新基準を適用する予定とされている。

(参考・引用:2010年度全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)資料)

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2011 Shunsaku Yamada. All rights reserved.